

**【新設】(短期の前払利息)**

20-5-27 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、2-2-14《短期の前払費用》により当該事業年度の損金の額に算入された前払利息の額は、法第142条の4第1項《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》に規定する「当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（……）の額」に含まれることに留意する。

**【解説】**

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された（法141-イ）。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定（一部の規定を除く。）に準じて計算することとされている（法142①②）。

- 2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する別段の定めの一つとして、外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額が、その外国法人の資本に相当する額のうちその恒久的施設に帰せられるべき金額に満たない場合には、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額のうちその満たない金額に対応する部分の金額は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする規定が設けられている（法142の4①）。

- 3 この規定の対象となる負債の利子の額には、法人税基本通達2-2-14《短期の前払費用》の取扱いにより損金の額に算入された前払利息の額が含まれるか疑義が生じる。

この点について、1年以内の短期前払費用の処理は、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理であって継続適用を条件にその損金算入を認めていることからすれば、恒久的施設を通じて行う事業において同様の経理処理が行われているならば、負債の利子の額の計算上も同様に取り扱うことが相当であると考えられる。

そこで、本通達では、このような前払利息の額は、この規定の対象となる負債の利子の額に含まれることを留意的に明らかにしている。

なお、現実に支払った事業年度の負債の利子の額としないで、未経過期間に係るものとして損金の額に算入されなかった前払利息の額については、期間経過により損金の額に算入した事業年度における負債の利子の額となる。